

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和 7 年 2 月 7 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 せたがや産業創造プラットフォーム (SETAGAYA PORT) 構築運營業務委託

(2) 事業目的

世田谷区を取り巻く社会経済状況は、デジタル化の進展やSDGsの理念の広がりや新型コロナウイルス感染症の拡大などにより大きく変化したことを踏まえ、経済的な成長のみならず、非経済的価値の重要性も踏まえた持続可能な発展に向け具体的なアクションの指針として、令和6年3月に「世田谷区地域経済発展ビジョン」を策定した。

「世田谷区地域経済発展ビジョン」の実現においては、区だけでなく、事業者や区民が協働し、「世田谷ワークスタイル」や「せたがやビジネスモデル」などについて地域経済を担う様々なステークホルダーにより創出していくことが重要である。そこで、区内の多様な企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ※・大学・金融機関など異業種により構成される産業創造プラットフォームを構築し、地域経済を活性化する新たな事業の実施や、地域及び社会課題の解決に向けたソーシャルビジネスや持続可能な地域経済事業を担う社会起業家を育成、今後の地域経済を担う産業人材交流の促進を本業務の目的とする。

※プロボノ：各分野の専門家が職業上持っている知識やスキルを無償提供して社会貢献する方

(3) 業務内容

(i) せたがや産業創造プラットフォーム (SETAGAYA PORT) の構築運営

地域経済のステークホルダーである区内企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ（会社員など）・大学・金融機関などの中で、10年後の地域経済を支える層（20代～40代を想定）を中心とした様々な業種の人材を集めるためのプラットフォーム (SETAGAYA PORT) を運営すること。運営にあたっては、会員登録機能と連携した特設WEBサイト（以下、「サイト」という。）を構築活用すること。プラットフォームへの会員登録を進めるとともに、オンライン・オフラインでコミュニケーションの場を運用し、地域経済の活性化や社会課題を解決するビジネス・事業や起業家の育成に向けたプロジェクトを生み出す取組を推進すること。また、会員登録の仕組みにおいては、個人からの登録だけでなく法人単位での登録機能を付けるようにすること。

<サイトの運営>

- ・プラットフォームの名称やキービジュアル、タイトルを作成し、ターゲットとする区民・事業者に効果的にPRすること。
- ・プラットフォームの各種イベントにおける告知やプロジェクトの内容など、バナーデザイ

ンも実施しながら、当該サイトに掲載すること。

- ・多言語対応を意識すること。

<会員登録・情報発信・コミュニケーション機能>

- ・会員登録機能は一般的に広く認知されているオンラインコミュニティツール（「LINE」等）を活用し、幅広い対象にリーチできるようにすること。また、会員の職業、年齢といったステータスを収集できる仕組みを構築すること。
- ・各種イベントや本事業で実施するプロジェクト等の内容を SNS（Instagram 等）により配信すること。
- ・オンラインツール等を活用したコミュニティ及び実施するイベント等を経て、事業者間で具体的な企画などが提案された場合は、チームコミュニケーションサービス（「slack」等）を活用し、コミュニケーションの場を提供すること。

<運営事務局機能>

- ・行政の取り組みを理解し、常時プラットフォーム内の交流を促進できる体制を維持すること。
- ・上記各種ツールを活用した、会員登録に係る案内、コミュニティの活性化に向けた提案・調整などを実施すること。また、プラットフォームメンバー同士の交流促進や企業、事業者とのヒアリングなどを目的とした業務の遂行を実施すること。
- ・会員登録の件数、プロジェクトの推進状況、会員や区民・事業者等からの問い合わせなどについて取りまとめたものを、週 1 回程度電子資料にて報告すること。
- ・イベントの申込等を取りまとめる際には、イベント・コミュニティプラットフォームなどを活用し、申込みを行いやすい体制を構築すること。
- ・地域産業の活性化及び地域及び社会課題の解決に向けたソーシャルビジネスの点で、必要に応じて、世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業）と連携を図ること。

<広報・ノベルティ>

- ・プラットフォームの認知と理解を浸透させるため、SNS 等の WEB メディアとポスター等を効果的に活用した広報を行うこと。
- ・SNS の活用等、適切な方法により、区民・事業者および関係するステークホルダーに対して、本事業に関わる広報活動を実施すること。
- ・専門・抽象的な表現は極力避け、誰にでもわかりやすい広報媒体を作成すること。
- ・広報の際は、多言語対応を留意し、実施すること。

(ii) 各種プロジェクトの実施

区内事業者の課題とスキルをマッチングさせるプロジェクトを実施すること。オンライン及びオフラインを通じて、課題を持つ事業者・人と課題解決できるスキルを持つ人とのマッチングをサポートし、様々な手法や視点から課題にアプローチするプロジェクトを推進すること。

<課題解決型プロジェクト>

- ・世田谷区の抱える課題（教育、福祉、環境等）に関連したイベントの開催（オンラインでの開催も可）や事業を構築し、プラットフォームのメンバーや事業者等と協働し、それぞれのテーマの解決に繋がるアイデアを創出し、発信すること。必要に応じて、当課以外の所管と連携を図ること。

＜実証実験プロジェクト＞

- ・社会課題を解決するビジネスを実践するスタートアップやプラットフォームメンバー等と協働し、実証実験を実施すること。なお、必要に応じて、大学や区内企業等との連携も図ること。

（iii）ソーシャルマッチング事業の実施（テーマ共創型）

区内の企業、大学や団体等と協働して世田谷区が抱える地域課題について取組を行い、結果を発信すること。その際、取組については公募するものとし、プラットフォームの構成員をプロボノ等として参画に努めること。

（iv）その他

- ・課題テーマや公募する地域課題テーマは、区と協議して決定するものとする。
- ・公募等の広く募集を行うプロジェクトや事業については、募集の仕方やプロボノ等の参画においては、区と協議の上、決定するものとする。
- ・世田谷区産業活性化拠点運営事業（旧池尻中学校跡地活用施設運営事業）と連携した事業の検討や事業の協力を努めること。
- ・これまでの本事業の方向性や取組を踏まえて、より効果的に継続性のある事業運営を展開すること。

（４）履行期間 契約の日（令和７年４月上旬頃）から令和８年３月３１日まで（予定）

※良好な履行状況及び予算配当を条件として、単年度ごとに令和９年度まで随意契約を締結する予定がある。

２ 参加資格要件

次の（１）から（６）までの要件を全て満たす法人であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を受けていないこと。
- （２）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （３）法人税、法人事業税、消費税及び都道府県民税・市町村民税等を滞納していないこと。
- （４）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- （５）せたがや産業創造プラットフォーム（SETAGAYA PORT）構築構築運營業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- （６）これまでに地域関係者をつなぐプラットフォームの構築・運営及びプラットフォーム

を活用した地域課題等に取り組むプロジェクトを実施する業務を受託した経験を有すること。

3 提案限度価格

28,418,000円（税込）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※本業務委託は、議会の議決を経て令和7年度当初予算の配当を条件として契約する。

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などには、この契約を変更又は解除することがある。

4 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者および業務従事予定者の経歴、専門性等
- ・配置人員、役割などの事業実施体制が、円滑な業務運営を実現できるものか。想定される人員はどのような能力、スキルを持つ者を配置する予定か。
- ・区との連絡体制等

(2) 同種・類似業務の実績

地方自治体や民間から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及び実績の有無、年数等。

(3) 実施方針

- ・本業務の履行に際して、これまでの本業務及び区の産業施策を踏まえた実施方針であるか
- ・本業務を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイントとその理由が明確であるか。

(4) せたがや産業創造プラットフォームの構築及び運営について

- ・プラットフォームへの参加企業・人材を確保する手法が有効かつ実現性があるか
- ・プラットフォームがキービジュアル・タイトルなどにより効果的なブランディングが計画されているか
- ・区内産業及び経済状況の現状及び社会情勢のトレンドを認識し、整理・分析を的確に行う能力があるか
- ・プラットフォームの活用によるコミュニティ形成能力
- ・特設サイトの構築や広報の手法（ノベルティ含む）が効果的なものか
- ・プラットフォームの構築及び運営にあたっての目標の適正及び実現性

(5) 各種プロジェクトの実施

- ・イベント等の企画能力及び実現の手法
また、その企画内容が、区内産業の現状や、社会動向を踏まえつつ、地域・社会課題の解決に資する新規性のあるもので、実現において知見のあるステークホルダーとの共創が可能であること。

- ・プラットフォームへの参加企業・人材を確保するための効果的な事業（イベント、ワークショップ等）であるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (6) ソーシャルマッチング事業の実施について
 - ・本業務の企画能力及び実現の手法
 - ・企業、大学等との協働実績
 - ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など
- (7) 本事業の継続性について
 - ・これまでの取組を踏まえた継続性やより効果的な事業運営のための手法
- (8) 見積金額の妥当性

6 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 経済課 担当 山本、栗山、斎藤
 住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4 階
 TEL：03-3411-6653、FAX：03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和 7 年 2 月 7 日（金）～令和 7 年 2 月 17 日（月）正午
 （土日・祝日を除く、8 時 30 分～17 時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/03647/22849.html>

(3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和 7 年 2 月 17 日（月）15 時（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和 7 年 3 月 6 日（木）正午（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

又は、オンラインフォーム

(<https://logoform.jp/form/JqMJ/912556>) による。

※郵送の場合は、簡易書留またはレターパックなど、送達確認できるものに限る。また、郵送の未着事故については、区はその責を負わない。

7 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る

費用は提案者の負担とする。

- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 詳細は説明書による。